大井町美化運動推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の美化推進を目的として自治会が行う美化運動に対して交付する助成金に関して、大井町補助金等交付規則(昭和61年大井町規則第4号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付を受けることができる団体は、美化運動を計画的かつ継続的に実施 する町内の自治会とする。

(作業内容の限定)

- 第3条 助成金の交付対象となる活動は、自治会が自発的かつ計画的に<u>集団で</u>行う町内の 美化清掃とし、次のような内容のものについては除くものとする。
 - (1) 花壇整備等植栽に伴うもの
 - (2) 各種美化キャンペーン事業等に伴うもの
 - (3) 当該団体本来の活動に伴うもの又は当該団体が管理する施設やその周辺の清掃 (助成金の額)
- 第4条 助成金の額は、実施回数 1 回につき 4 時間までは 1,000円(4 時間を超える場合は超えた時間数に 1,000円を乗じた金額を加算した額)、草刈り機 1 台につき 1,000円に台数を乗じた金額(1回につき 10台まで)と参加者 1 人当たり 60円を基礎に計算して加算した額とする。ただし、回数については、年間 4回を上限としてこれを超えたときは、それ以降の助成は行わないものとする。

(実施計画)

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会は、助成金を受けようとする年の4月に、 当該年度内に実施しようとする美化運動の年間計画として、美化運動実施計画書(第1 号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の申請)

- 第6条 規則第3条の規定による助成金の交付申請は、美化運動を実施した月の翌月5日までに美化運動推進助成金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。<a href="mailto:standard: standard: standard:
 - (1) 当該美化運動の実施を周知するために作成した通知、回覧文書
 - (2) 草刈り機の集合写真(日付入り)
 - (3) その他当該美化運動の実施内容が把握できるもの

(助成金の決定)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、規則第6条の規定により当該自治会長に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 町長は、前条の規定により請求があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは助成金を交付する。

(計画変更の届出)

第9条 第5条に規定する美化運動実施計画書の内容に変更が生じた自治会は、規則第7条の規定により、速やかに変更内容を町長に届け出るものとする。

(助成金の返還)

- 第10条 町長は、助成金の交付を受けた自治会が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、規則第10条および第11条の規定により、当該自治会が交付を受けた助成金の一部又は全部を返還させることができる。
 - (1)この助成金交付要綱に違反したとき。
 - (2) その他不正や偽り行為があったとき。

附則

- この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附<u>則</u>
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。